

# 独立行政法人福祉医療機構・福祉医療貸付事業の概要 及び令和4年度予算案等について

令和4年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会  
福祉医療貸付部 事業統括課

# 福祉医療機構の業務について

# 1.独立行政法人福祉医療機構の概要

- 福祉医療機構は、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。（民間活動応援宣言）

## 福祉医療機構の概要

### 1.設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

### 2.主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

社会・援護局 福祉基盤課

医政局 医療経営支援課

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

年金局 資金運用課

労働基準局 労災保険業務課

子ども家庭局 母子保健課

健康局 難病対策課

### 3.資本金

3,950億円（全額政府出資金）

（令和3年4月1日現在）

上記の資本金のうち、3,337億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

### 4.役職員数

300人

理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）

職員294人（令和3年4月1日現在）



## 2.独立行政法人福祉医療機構の概要・役割

### 厚生労働省の政策目的

ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定)	日本再興戦略 (平成28年6月2日閣議決定)	まち・ひと・しごと創生基本方針2016 (平成28年6月2日閣議決定)
地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤整備	保育の受け皿確保	施設の耐火・耐震化等の安全性の向上
地域医療構想に基づく医療体制整備	障害福祉サービス提供体制整備	社会福祉施設職員等の待遇改善
		年金受給者等に対する生活支援等

＜福祉・医療の環境整備や人材確保、福祉的支援が必要な方への支援等が不可欠＞

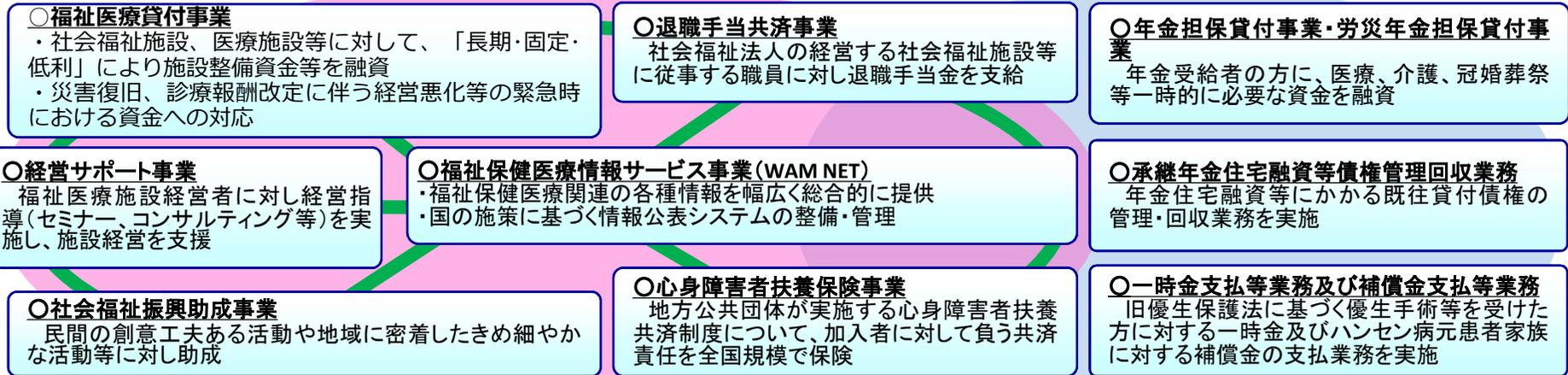
### 国の指示

- ・政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資を実施すること。
- ・相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等職員や障害者の生活を支援するための共済制度を確立すること。
- ・特例的に年金受給権を担保とした融資を実施し、高齢者等の生活の安定を支援すること。



### 独立行政法人福祉医療機構の役割

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援



事業者支援

個人への直接支援

福祉医療機構の取組により、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に大きく寄与。また、保険財政の安定化にも貢献。

### 3.福祉医療貸付事業の目的・貸付制度内容等

#### 事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



#### 令和4年度当初予算額

(単位：億円)

資金交付額		調達財源		
建築資金等	コロナ	財政融資資金	自己資金	うち 機関債
2,676	6,096	8,565	207	200

社会福祉事業施設等貸付事業  
利子補給金  
2,705,514千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

#### 貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設(注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利(注2・3)	年0.600%~1.100% (年0.400%~0.900%)	年0.600%~1.100% (年0.400%~0.900%)
償還期間(注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。  
 (注3) 貸付金利は令和4年3月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。( )内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。  
 (注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。



#### 貸付契約実績

(単位：億円)

区分	平成30年度(実績)		令和元年度(実績)		令和2年度(実績)		令和3年度(計画)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉貸付事業	811	1,624	796	1,313	786	1,533	—	1,770
医療貸付事業	67	494	106	1,227	64	717	—	1,100
合計	878	2,118	902	2,540	850	2,250	—	2,870



※新型コロナウイルス対応支援資金を除く

# 医療貸付事業について

# 1.令和4年度（2022年度）医療貸付事業の予算及び貸付制度の概要

## 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画（案）

（単位：億円）

区 分		令和3年度 予算額		令和4年度 予算額（案）		対前年度 （建築資金等）	
		建築資金等	コロナ	建築資金等	コロナ	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,770	4,601	1,408	2,966	△362	△20.5%
	資金交付	1,669	4,601	1,620	2,966	△49	△2.9%
医療貸付	貸付契約	1,100	10,389	1,182	3,130	82	7.5%
	資金交付	1,085	10,389	1,056	3,130	△29	△2.7%
合 計	貸付契約	2,870	14,990	2,590	6,096	△280	△9.8%
	資金交付	2,754	14,990	2,676	6,096	△78	△2.8%

## 貸付制度の主な内容

### 地域における民間の医療施設の基盤整備を支援

- 病院や診療所、介護老人保健施設、介護医療院を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」で融資します

区 分	貸付対象施設(注1)	貸付金の種類	貸付金利 (注2・3)	償還期間 (注4)
福祉貸付事業	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金	年0.600%~1.100% (年0.400%~0.900%)	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。

(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和4年3月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。( )内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

○上記の通常の融資メニューのほか、**地域包括ケアシステムの推進、地域医療構想に基づく医療機能分化・連携を進めるための施設整備や地震防災対策に対応するための資金など、様々なニーズに対応する優遇融資メニューを準備しています**

## 2-1.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

### ○感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇融資

令和4年度より新設

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今後想定される感染症発生に向け、感染症専用外来や感染症病床の設置、陰圧・空調整備、動線確保などを伴う施設整備を行う医療施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施

対象施設	区分	優遇融資	通常の場合
医療施設等	融資限度額	所要額の95% ←	500万円～12億円
	貸付利率※	0.6% ←	0.6～1.1%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和4年3月1日時点）

### ○介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資

令和4年度より拡充

介護ロボットの導入、ICTの導入に係る事業については、一定の利率を上乗せしたうえで、無担保貸付の限度額を引き上げる等を優遇する融資を実施

対象施設	区分	優遇融資	通常の場合
医療施設等	貸付利率※1	0.6%+一定の利率 ※2 (据置期間中無利子) ※3 ←	0.6～1.1%
	無担保貸付の 限度額	3,000万円 ←	300万円

※1 償還期間20年全期間固定の場合（令和4年3月1日時点）

※2 一定の利率とは、貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を上乗せ

※3 据置期間無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業

## 2-2.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

### ○病院・介護医療院の耐震化整備事業に係る優遇融資

近年、大規模な地震が相次いでいますが、地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、患者様や職員の皆様の安全を確保して、被災された方々に適切な医療を提供していく観点から、耐震化整備は重要な課題です。現在、当機構では民間病院支援のため、未耐震の病院・介護医療院に対して、優遇する融資を実施

対象施設	区分		優遇融資
<b>病院・介護医療院</b> 「未耐震と証明された建物」又は「耐震診断の結果 I s 値0.6未満の建物」の要件を満たす必要があります。	融資率	建築	95%
		土地	95%
	貸付利率※		0.9%
	融資限度額	建築	限度額の設定なし
		土地	限度額の設定なし

※ 償還期間30年完全固定金利の場合（令和4年3月1日時点）  
 医療提供体制施設整備交付金等の補助対象事業の場合、据置期間中無利子

## 2-3.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

### ○地域医療構想対象事業に係る優遇融資

当機構では地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）が安定的な運営を引き続き行っているよう、建築資金及び運転資金に関する優遇融資を実施

#### （建築資金）

区分		優遇融資			
		基金対象外事業(病院のみ)		基金対象事業(病院・診療所)	
		病床不足地域	病床充足地域	減床を伴う場合	左記以外
貸付利率※		0.9%	0.9%	当初5年間、0.5%	0.9%
融資率	建築	70%	60%	95%	90%
	土地	70%	融資対象外	95%	90%
限度額	建築	7.2億円・特定病院12億円 一定基準を満たせば12億円超も可能		限度額の設定なし	
	土地	3億円	融資対象外	限度額の設定なし	

※ 償還期間30年完全固定金利の場合（令和4年3月1日時点）

#### （運転資金）

区分	優遇融資
貸付利率	(病院) 0.700% (診療所) 0.700%
限度額	(病院) 5億円 (診療所) 3億円
償還期間 (うち据置期間)	10年以内 (4年以内)
償還方法	元金均等・元利均等

## 3-1.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

### 地方公共団体との連携の強化について

#### (1) 証明書の交付について

- 医療貸付事業においては、事業者からの借入申込を受け付けるにあたり、証明書の作成をお願いしております。整備事業における各種計画等との整合性、事業者の適格性、当該事業に対する補助、当該事業の必要性などについて、ご記載いただきますようお願いいたします。
- 2018年度より「地域医療構想達成を推進するための優遇融資」を実施しており、地域医療構想の実現に向けた計画と認められる建築資及び長期運転資金について、融資条件を優遇しております。お手数ですが、証明書発行の際、証明事項2についての「地域医療構想の実現に向けた取組みであるもの」に該当する旨の記載（）をお願いいたします。

※証明書の交付につきましては、「独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明書の取扱いについて（令和2年4月1日福医事第0401008号）」に基づき、各自治体の皆様に発行を依頼しております

#### (2) 災害復旧資金にかかる経営資金について

- 令和3年度中に発生した以下の災害に対して災害復旧資金の特別措置を講じております。  
※令和3年8月7日から同月23日までの間の豪雨



**当機構への融資を希望する事業者の計画を円滑に進めるため、自治体の皆様の協力が不可欠となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。**

## 3-2.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

### 当機構からのご連絡について

#### 診療所数調の廃止について

- 当機構の医療貸付事業における診療所の融資基準とするため、毎年3月31日現在の人口、診療所数について、ご回答いただいておりますが、令和4年3月31日現在にかかる調査より廃止いたします。なお、診療所の不足地域、充足地域の取扱いに変更はありません。

これまで長年に亘り、当該調にご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

### その他

#### WAMホームページ掲載資料について

- 「融資のご案内」・「融資のポイント（融資相談から事業完成まで）」
  - 「融資相談表（直接貸付用）」 ・ 「協調融資のご案内」 など
- ホームページアドレス ⇒ <https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

#### 制度周知について

- 施設整備を希望する事業者向けの説明会、被災地での融資説明会、出張またはWebによる融資相談などを承ります。

### 3-3.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

#### 新型コロナウイルス対応支援資金について

福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設に対し、優遇融資を実施します。

優遇融資の詳細（Q&A、借入申込書、実施期間等）につきましては、HPをご覧くださいか、下記連絡先までお問い合わせください。

電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【新型コロナウイルス対応支援資金専用HP・連絡先】

- [https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)
- 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863



※ 既に福祉医療貸付の融資を受け、現在ご返済中のお客様を対象とし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある場合は、元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。